

答 申

1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小・中学校及び義務教育学校の令和8年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部および中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下、「一般図書（特別支援学校・学級用）」という）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和7年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校及び義務教育学校前期課程については令和5年度の採択基準に、中学校及び義務教育学校後期課程については令和6年度の採択基準に準じて行うこと。
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を、次のとおりとする。
- ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
- イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び府教育委員会が令和6年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

2 国立・私立学校における採択について

- (1) 小・中学校の令和8年度使用教科用図書については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和7年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、小学校については令和5年度の採択基準に、中学校については令和6年度の採択基準に準じて行うこと。
- ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小・中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮すること。その際、小学校については、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料を、中学校については、府教育委員会が令和6年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

3 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における選定については、無償措置法第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和7年使用教科用図書と同一の教科用図書を選定しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに選定する必要が生じたときは、令和6年度の選定基準に準じて行うこと。
- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。
- ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。
 - イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。
 - ウ 一般図書（特別支援学校・学級用）の選定に当たっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和5年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び府教育委員会が令和6年度に提示した中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が令和4年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

4 採択の公正確保について

教科用図書の採択は、児童・生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科用図書を決定する重要な行為であることから、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえたうえで、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われる必要がある。そのため、教科用図書の採択に際しては、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等外部からのあらゆる働きかけに影響されることなく、自主的な調査研究等により公正かつ適正に行うこと。

令和7年度においては、文部科学省による高等学校用教科用図書についての検定が行われるため、発行者と健全かつ適切な関係を保つよう特に留意し、教科用図書の採択に一切の疑念を抱かれることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すこと。